

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和4年11月14日 10時10分ごろ
発生場所	三重県伊勢市宇治山田港 宇治山田港大湊防波堤灯台から真方位110°600m付近 (概位 北緯34°31.6′ 東経136°45.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ワイエフアール} YFR-24は、南進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和4年12月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート YFR-24、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	243-41795三重、株式会社ダイイチ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の初期 伊勢市には、令和4年11月14日08時02分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、測量を行う作業員を伊勢市二見浦海岸で乗せる目的で、三重県津市のマリーナを出航し、宇治山田港に向けて約20km/hの対地速力で南進していた。</p> <p>船長は、波が高くなってきたので、北西方からの風波を避けようと思ひ、宇治山田港北東側ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）に近寄り、本件施設の黒球が見えたところで左転して本件施設の北側に沿って航行することとした。</p> <p>船長は、慣れた海域なので、ふだんと同様に黒球が見えると思ひ、目視により見張りを行いながら航行を続けていたところ、本船が本件施設に進入し、本件施設が損傷した。</p> <p>船長は、出航したマリーナに連絡し、同マリーナから本件施設を管理する漁業協同組合を経由して海上保安庁に本事故の発生が通報され、本船は、来援した巡視艇によって本件施設から引き出され、自力で宇治山田港の棧橋に着けた。</p> <p>船長は、2か月に1回程度レンタルボートで本事故発生場所付近を航行していたが、本事故当時、風波によりふだんよりも本件施設の複数の黒球が見えにくかったので、同黒球に気付かなかったと本事故後</p>

	<p>に思った。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッターに本事故発生場所付近の漁場区域がプロットされていたので、同プロッターを利用して本件施設に接近しないように航行すればよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、レンタルボートを利用する際、のり網に対する注意喚起のリーフレットを受け取ったが、いつも配布されるものと同様なリーフレットであると思い、内容を見ていなかった。</p> <p>のり網に対する注意喚起のリーフレットによれば、乗揚事故防止のための3つのポイントとして、次の記載がある。</p> <p>① 船を運航する前に海苔網の位置を事前に確認しましょう。</p> <p>② 常時適切な見張りを行い、海苔網などの早期発見に努め、安全に回避しましょう。</p> <p>③ 自船の位置を定期的を確認し、海苔網に無闇に近づかないよう十分離れて航行しましょう。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.5mであった。</p>
分析	<p>本船は、強風注意報が発表され、風波によりふだんよりも本件施設の黒球が見えにくい状況下、南進中、船長が、ふだんと同様に黒球を見付けられると思い、目視のみで見張りを行いながら本件施設寄りを航行したことから、同黒球を見付けられないまま、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、強風注意報が発表され、風波によりふだんよりも本件施設の黒球が見えにくい状況下、南進中、船長が、ふだんと同様に黒球を見付けられると思い、目視のみで見張りを行いながら本件施設寄りを航行したため、同黒球を見付けられないまま、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、海上保安庁のウェブサイト（海洋状況表示システム（海しる））やGPSプロッターに表示された漁場区域などを活用してのりなどの養殖施設に接近しないこと。 ・船長は、レンタルボートを利用する際、配布されるのりなどの養殖施設に対する注意喚起のリーフレットを確認すること。